

思わぬ労働災害・予期せぬ失業に役立つ

労働保険

社長さん あなたの義務です！



福岡県労働保険事務組合連合会

福岡労働局総務部労働保険適用室

労働基準監督署

ハローワーク（公共職業安定所）



労働保険とはこのような制度です



労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働ける職場づくりと事業主が安定した経営を行うため、国が管理、運営している強制的な保険制度です。

労働者を一人でも雇っている事業主（農林水産業の一部を除く）は必ず労働保険に加入手続を行い、保険料を納付しなければなりません。

◎ 労災保険とは・・・

☆ 詳細については、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

労働者が業務上の事由又は通勤の途上において負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の方に必要な保険給付を行います。

また、被災労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図る事業も行います。

対象労働者の範囲は

原則として、常用、パートタイマー、アルバイト等、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象になります（船員保険の被保険者は除く）。

労災保険の特別加入制度もあります！

労災保険に加入できない事業主、自営業者、家族従事者、その他「労働者」でない方に、特に労働者に準じて保護することが適当と認められる一定の方に対して、特別に任意加入（特別加入制度）ができます。

この制度を利用するには、労働保険事務組合（5頁参照）に事務処理を委託する必要があります。

加入手続きを怠った場合は

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に加入していない期間中に生じた労働災害について、労災保険金給付を行った場合は、事業主から二年度遡って保険料を徴収するほか、支払った給付金の全部又は一部の費用を徴収されます。

もしも、業務・通勤災害にあった場合の給付の種類は

➡ 労災保険の給付の種類・・・

こんなときは		給付の種類		給付の内容		特別支給金	
						定率定額支給	特別給与(賞与等)がある場合
傷病にかかり	労災保険指定(指名)医療機関にかかったとき	療養補償給付(業務災害) 又は 療養給付(通勤災害)		無料で治療が受けられる(通勤災害は一部負担金あり)			
	非指定の医療機関にかかったとき 看護移送等を要したとき			政府が必要と認めた額を支給する			
傷病の療養のため休業し賃金を受けられないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)		給付基礎日額の	休業4日目から1日について60%	休業4日目から1日について20%	算定基礎日の	1年間に1級313日分～3級245日分
	療養開始後1年6ヵ月で治癒せず傷病等級に該当するとき			1年間に1級313日分～3級245日分	1級114万円～3級100万円		
治癒したときに障害等級表に定める身体障害が残った時	障害補償給付(業務災害) 又は 障害給付(通勤災害)		年金 一時金	1年間に1級313日分～7級131日分	1級342万円～7級159万円	基礎日の	1年間に1級313日分～7級131日分
				一時金で8級503日分～14級56日分	8級65万円～14級8万円		一時金で8級503日分～14級56日分

死亡したとき	遺族補償給付 (業務災害) 又は 遺族給付 (通勤災害)	年金	日給 付 額 基 礎	1年間に245日分～ 153日分	300万円	日算 定 額 基 礎	1年間に245日分～ 153日分
		一時金		一時金で1,000日分	300万円		一時金で1,000日分
	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)			30日分+315,000円 又は60日分			
障害・傷病等級1級と2級の精神 神経・胸腹部臓器に障害を有する 者が、現に介護を受けているとき	介護補償給付 (業務災害) 介護給付 (通勤災害)			常時介護を要する者 上限 104,590円 下限 56,710円 随時介護を要する者 上限 52,300円 下限 28,360円			

➡ 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（一次健康診断）において、脳血管疾患及び心臓疾患等に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖及びBMI(肥満度)）すべてについて異常の所見があると診断された場合に、労災保険の保険給付として二次健康診断等給付が支給されます。

➡ 労働福祉事業

労働災害被災者を援護するため、義肢その他の補装具の支給、社会復帰を促進するためのアフターケア、温泉保養及び被災労働者の遺族の就学の援護、各種資金の貸付等の制度があります。

◎ 雇用保険とは・・・

☆ 詳細については、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ね下さい。

労働者が失業したとき及び、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じたときや労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けたときに必要な給付を行って生活の安定を図り、再就職を促進するために必要な保険給付を行います。また、事業主に対しては、労働者の失業予防や能力開発向上、雇用の安定などを図るための各種助成金制度等があります。

対象労働者の範囲は

適用事業に雇用される常用労働者はもちろん、パートタイム労働者でも、次の要件が満たされれば、被保険者になります。(65歳以上の新規雇用者は除く)

- 1週間の所定労働時間が20時間以上になっている場合。
- 1年以上引続き雇用されることが見込まれる場合。

(但し、労働時間・賃金・その他労働条件が文書で定められていることが必要です)

失業等給付及び助成金等の種類は

労働者の方には

労働者がなんらかの事由により離職した場合などに、一定の要件で失業等給付を受けとることができます。

- ◆ 求職者給付
- ◆ 就職促進給付
- ◆ 教育訓練給付
- ◆ 雇用継続給付

事業主の方には

雇用機会の増大や失業の予防等を目的として、一定の要件を満たした場合に賃金又は費用の一部を助成する制度があります。主なものとして、次のような種類があります。

- ◆ 就職困難な高齢者、障害者等を雇い入れたとき → 特定求職者雇用開発助成金
- ◆ 特定の求職者層を対象にトライアル雇用を実施したとき → 試行雇用奨励金
- ◆ 65歳以上への定年延長等を実施 → 定年引上げ等奨励金
- ◆ その他 各種助成金制度があります。

詳しくは福岡労働局のホームページ『助成金のご案内』項目をご覧ください。

アドレス <http://www.fukuoka.plb.go.jp>



労働保険の加入手続をするには



➡ まず、労働保険の「保険関係成立届」等の提出を・・・

事業主が労働保険に加入するには、「保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所へ提出していただきます。

- 雇用保険はこの他に「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄のハローワークへ提出が必要です。

➡ 「概算保険料申告書」による申告と納付を・・・

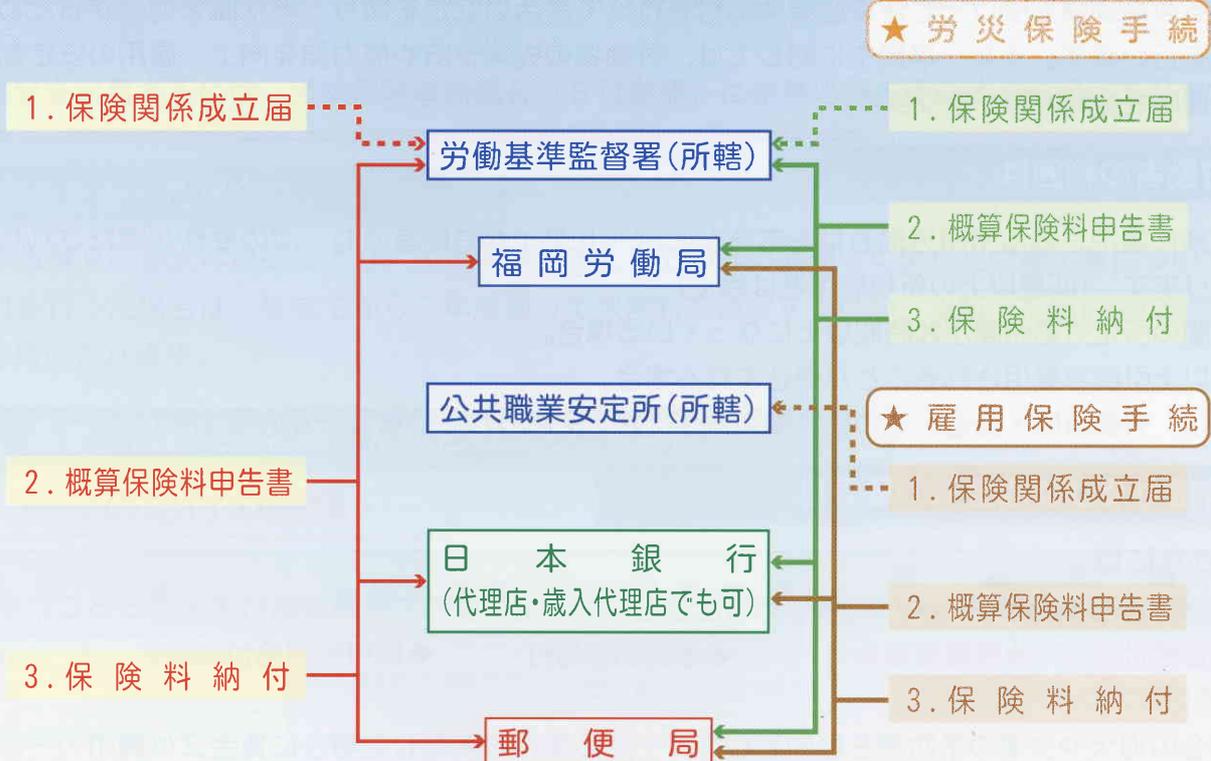
本年度分の労働保険概算保険料として「概算保険料申告書」の所定の手続により、一定の期日までに申告・納付が必要です。

事務手続の提出先については下図のとおりです。

〔一般に農林漁業・建設業等は二元適用事業
それ以外の事業は、一元適用事業〕

■ 一元適用事業の場合

■ 二元適用事業の場合



※事業主は労働保険の事務処理の手続きを労働保険事務組合（5 ページ参照）に委託することができます。

◎ 労働保険料は・・・

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た金額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっております。

➡ 労災保険率…

事業の種類により、4.5/1000から118/1000までに分かれています。

【主な業種の保険料率表】

業 種	率	業 種	率
林業	60/1000	機械器具製造業	7/1000
採石業	70/1000	電気機械器具製造業	4.5/1000
建築事業（既設建築物設備工事業除く）	15/1000	その他の製造業	8/1000
既設建築物設備工事業	14/1000	貨物取扱事業	13/1000
食料品製造業	7.5/1000	ビルメンテナンス業	6.5/1000
木材・木製品製造業	18/1000	倉庫業、警備業	7/1000
印刷又は製本業	5/1000	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	5/1000
コンクリート製造業	14/1000	金融業、保険業又は不動産業	4.5/1000
陶磁器製品製造業	17/1000	その他の各種事業（理容・美容、サービス業など）	4.5/1000

➡ 雇用保険率…

雇用保険率及び事業主と被保険者（労働者）との負担内訳は次のとおりです。

【保険料率表】（平成19年4月1日より適用）

事業の種類	保険料	内 訳	
		事業主負担分	被保険者負担
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000
農林水産 清酒製造業の事業	17/1000	10/1000	7/1000
建設の事業	18/1000	11/1000	7/1000

労働保険料の計算例…

事業内容 卸・小売業
 従業員数 2名
 年間支払賃金総額 800万円（含交通費、賞与）
 （労災保険率＋雇用保険率）
 $800万円 \times 20.0/1000 \text{ (} 5.0/1000 + 15.0/1000 \text{)} = 16万円$

簡単に計算
できるね！



※ アスベスト一般拠出金…

石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）にもとづく、労災保険適用事業主負担「一般拠出金額 0.05/1000」が、平成18年度確定賃金額から申告・納付が必要となりました。

計算例 確定賃金総額 8,000円 $\times 0.05/1000 = 400円$



労働保険事務組合について



労働保険事務組合とは・・・

厚生労働大臣から認可された中小企業主等の団体です。事業主の皆さんに代わって労働保険に関する申告や納付、及び書類提出など事務一切を処理します。

労働保険事務組合として認可を受けている団体は、主に商工会議所、商工会、社会保険労務士が運営している団体その他事業主団体などがあります。

労働保険事務組合に事務委託するには・・・

- 労働保険事務組合に「労働保険事務委託書」を提出し、入会金、委託手数料等が必要です。
- 詳しくは、各労働保険事務組合又は、福岡県労働保険事務組合連合会（6ページ参照）へお問い合わせください。最寄りのハローワークに「労働保険事務組合名簿」があります。

委託できる事業主は・・・

常時使用する労働者が、

- ◆ 金融・保険・不動産・小売業にあっては 50人以下
- ◆ 卸売・サービス業にあっては 100人以下
- ◆ その他の事業にあっては 300人以下 の事業主であれば委託できます。

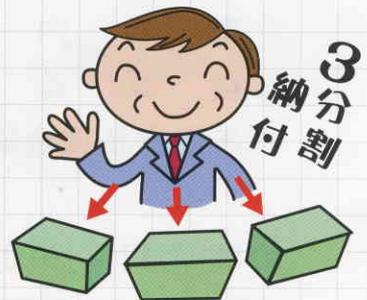
事務委託した場合のメリットは・・・

1 政府から認可された事務組合が、一括して事務処理をするので、事業主の方々の事務処理の負担が軽減されます。



2 事業主及びその家族従業員は、事務組合に委託することにより労災保険に特別加入することができます。

3 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付ができます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。）



4 事務組合を会員としている(社)全国労働保険事務組合連合会の行う事業の特典をご利用できます。

労働保険事務組合では福岡労働局と協力して、労働保険未手続事業所の加入を積極的にすすめています。加入手続に関するご相談は、福岡県労働保険事務組合連合会、又は、労働基準監督署、ハローワーク、福岡労働局総務部労働保険適用室までご連絡ください(次頁参照)。

お問い合わせはお気軽に！

福岡県下労働基準監督署所在地一覧表

平成 20 年 4 月 1 日現在

地区	署名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央	福岡市中央区長浜 2-1-1	(092)761-5605	福岡市(東区を除く)・春日市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・前原市・筑紫郡・糸島郡
	福岡東	福岡市東区香椎浜 1-3-26	(092)661-3770	福岡市のうち東区・宗像市・古賀市・福津市・粕屋郡
北九州	北九州西	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	(093)622-6550	北九州市のうち八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区・中間市・遠賀郡
	北九州東	北九州市小倉北区大手町13-26 小倉第二合同庁舎	(093)561-0881	北九州市のうち小倉北区・小倉南区
	門司支署	北九州市門司区北川町 1-18	(093)381-5361	北九州市のうち門司区
	行橋	行橋市中央 1-12-35	(0930)23-0454	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
筑豊	飯塚	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎 4階	(0948)22-3200	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡
	直方	直方市殿町 9-17	(0949)22-0544	直方市・宮若市・鞍手郡
筑後	田川	田川市中央町 4-12	(0947)42-0380	田川市・田川郡
	大牟田	大牟田市小浜町 24-13	(0944)53-3987	大牟田市・柳川市・みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町 2401	(0942)33-7251	久留米市・大川市・朝倉市・小郡市・うきは市・三井郡・三潴郡・朝倉郡
	八女	八女市大字稲富 132	(0943)23-2121	八女市・筑後市・八女郡

福岡県下ハローワーク(公共職業安定所)所在地一覧表

平成 20 年 4 月 1 日現在

地区	所名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央	福岡市中央区大名 1-6-19	(092)712-8609	福岡市中央区・博多区・城南区・早良区・南区(那の川 1~2 丁目)・粕屋郡(志免町・須恵町・宇美町)
	赤坂駅前庁舎	福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル 2階	(092)712-6508	
	福岡東	福岡市東区早千 6-1-1	(092)672-8609	福岡市東区・宗像市・古賀市・福津市・粕屋郡(篠栗町・新宮町・久山町・粕屋町)
福岡	福岡南	春日市春日公園 3-2	(092)513-8609	福岡市南区(那の川 1~2 丁目を除く)・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・筑紫郡
	福岡西	福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	(092)881-8609	福岡市西区・前原市・糸島郡
北九州	八幡	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	(093)622-5566	北九州市八幡東区・八幡西区・中間市・遠賀郡
	若松出張所	北九州市若松区本町 1-14-12	(093)771-5055	北九州市若松区
	戸畑分庁舎	北九州市戸畑区牧山 1-1-15	(093)871-1331	北九州市戸畑区
	小倉	北九州市小倉北区萩崎 1-11	(093)941-8609	北九州市小倉北区・小倉南区
	門司出張所	北九州市門司区北川町 1-18	(093)381-8609	北九州市門司区
	行橋	行橋市西宮市 5-2-47	(0930)25-8609	行橋市・京都郡・築上郡(築上町)
筑豊	豊前出張所	豊前市大字八屋 322-70	(0979)82-8609	豊前市・築上郡(吉富町・上毛町)
	飯塚	飯塚市芳雄町12-1	(0948)24-8609	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡
	直方	直方市大字頓野 3334-5	(0949)22-8609	直方市・宮若市・鞍手郡
筑後	田川	田川市大字弓削田 184-1	(0947)44-8609	田川市・田川郡
	大牟田	大牟田市大正町 6-2-3	(0944)53-1551	大牟田市・柳川市・みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町 2401	(0942)35-8609	久留米市(城島町を除く)・うきは市・小郡市・三井郡
	大川出張所	大川市大字小保 614-6	(0944)86-8609	大川市・久留米市(城島町)・三潴郡
	八女	八女市大字馬場 514-3	(0943)23-6188	八女市・筑後市・八女郡
	朝倉	朝倉市大字菩提寺 480-3	(0946)22-8609	朝倉市・朝倉郡

福岡労働局総務部労働保険適用室

〒812-0011 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
福岡合同庁舎
TEL(092)434-9836 [事務組合係直通]

福岡県労働保険事務組合連合会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-9-5
池松ビル 6 階
TEL(092)432-7113 FAX(092)432-7577
E-mail: fukuoka-rouhoren@nifty.com



労働保険に関する加入等の委託事務手続は
当労働保険事務組合にお任せください。

☀ ぜひ、ご一報をお待ちしております ☀

厚生労働
大臣認可

労働保険事務組合

福岡県労働保険事務組合連合会会員